

一般財団法人服部海外留學生育英会会館規則

制定 平成 24 年 11 月 22 日

改正 平成 27 年 2 月 28 日

改正 平成 31 年 2 月 23 日

改正 2022 年 2 月 26 日

改正 2023 年 2 月 25 日

改正 2025 年 5 月 17 日

(会館の設置)

第 1 条 一般財団法人服部海外留學生育英会（以下「法人」という。）は、定款第 3 条に定める目的を踏まえ、外国人留學生に居室を提供することにより、有用な人材の育成を図り、国際社会の発展と交流の促進に寄与するため、一般財団法人服部海外留學生育英会会館（以下「会館」という。）を設置する。

(設置場所)

第 2 条 会館は、名古屋市千種区本山町一丁目 22 番の 1（本山宿舍）及び名古屋市千種区東山通三丁目 32 番の 2（東山宿舍）に置く。

(入館生の資格)

第 3 条 会館に入館する者（以下「入館生」という。）は、愛知県内の大学院または大学に在学する外国人留學生で、学業、人物ともに優秀で、かつ、健康であって、国際社会の発展と交流に寄与する有用な人材となることを希望すること、本会館規則（以下「規則」という。）及び規則第 18 条に定める細則の遵守に同意することなど、別に定める入館生募集要綱に記載の応募資格をすべて満たす者でなければならない。

(入館生の入館期間)

第 4 条 入館生の入館期間は、それぞれ正規の最短修業年限とする。

(入館生志望手続)

第 5 条 入館志望生は、入館生募集要綱に定められた申込書等の提出書類を在学大学を通じて、法人の代表理事（以下「代表理事」という。）に提出するものとする。

(入館生の決定)

第 6 条 入館生の採用は、法人の選考委員会の選考を経て、代表理事が決定し、その結果を本人及び在学大学に通知する。

2 入館生に決定した者は、誓約書、指導教員が作成した留意事項確認書、大学が作成した保証書及び留學生住宅総合補償加入者証（コピー可）を提出するものとする。

併せて、毎年 4 月に在学証明書を提出するものとする。

(共益費)

第 7 条 入館生は、別に定める共益費を毎月所定の日までに納入しなければならない。

(奨学金等受給状況、生活状況及び学業成績の報告)

第 8 条 入館生は、入館期間中に奨学金及びこれに類する給与の合計額が平均月額 10 万円を超えることが決定した場合は、代表理事に報告しなければならない。

2 入館生は、毎年 1 月に生活状況報告書（進路予定等）を、毎年度末に学業成績表を代表理事に提出しなければならない。

(宿泊等の禁止)

第 9 条 入館生は、会館に本人以外の来訪者を入館及び宿泊させてはならない。

(施設保全の義務)

第10条 入館生は、会館の施設、設備、備品等を常に正常な状態に保全するとともに、火災等の予防や防犯の取組に努めなければならない。

(損害賠償)

第11条 入館生は、故意または過失により、会館の施設、設備、備品等を滅失、き損または汚損したときは、直ちに代表理事に届け出るとともに、その原状回復に必要な経費を弁償しなければならない。

(自動車の所有の禁止)

第12条 入館生は、入館期間中は、自動車を所有してはならない。

(入館許可の取消)

第13条 代表理事は、次の各号のいずれかに該当する入館生に対しては、入館の許可を取り消すものとする。

- (1) 応募資格に関し、入館申込書に虚偽の記載が判明し、資格を満たさないとき。
- (2) 第7条に定める共益費を3ヶ月分以上滞納したとき。
- (3) 第9条、第10条、第11条または第12条の規定に違反したとき。
- (4) 集団生活に適さないと認められるとき。
- (5) 会館の管理運営上、著しく支障があると認められるとき。
- (6) 犯罪行為が認められるとき。
- (7) 反社会的勢力に属すると判明したとき。
- (8) 前各号のほか、入館生として適当でない事実があったと認められるとき。

(退館)

第14条 入館生が次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに退館しなければならない。

- (1) 第4条に定める入館期間が満了あるいは正規の最短修業年限から外れたとき。
- (2) 入館生が自ら退館届を提出したとき。
- (3) 学籍を失ったとき。
- (4) 学業成績または素行が不良になったと認められるとき。
- (5) 病気その他の理由により就学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- (6) 奨学金及びこれに類する給与の合計額が平均月額10万円を超えたとき。
- (7) その他第3条に定める入館生の資格を失ったと認められるとき。
- (8) 第13条の規定により入館許可が取り消されたとき。

(免責)

第15条 前2条の規定により入館生が被る損失については、法人は、法人に故意又は重過失のある場合を除き、その責を負わないものとする。

(退館手続)

第16条 入館生が退館する場合は、所定の様式による退館届を代表理事に提出し、貸与された備品等を返納し、居室を清掃するとともに、第7条の共益費及び第11条の経費を完納しなければならない。

(事務)

第17条 会館の事務は、法人事務所において行う。

(雑則)

第18条 この規則に定めるもののほか、会館の管理運営に関し必要な細則は、理事会の議決を経て代表理事が定める。